

## ジュリー制度及びテクニカルデレゲート設置規程

### 第1条 ジュリー制度の導入とテクニカルデレゲート（TD）設置の目的

競技会の開催にあたっては、速やかで正確な運営と遂行が不可欠である。

このためには、主催者（日本ライフル射撃協会：以下日ラという）と主管者（競技会開催の地元競技団体）は、共同して周到な準備にあたらねばならない。

日ラは、公認審判員の中から、優れた競技会運営能力を持つ者を、ジュリーとして育成し、ジュリーの中から適任と思われる者をテクニカルデレゲート（以下TDという）として、競技会に派遣することで競技運営レベルの向上を図る。

### 第2条 ジュリー制度について

ジュリー制度は、ジュリー名簿への掲載を行うことで運用し、ジュリー資格は、新たに設けない。

現在実施している公認審判員制度を基本として、本部公認審判員、地方公認審判員の中から別に記載する基準を満たすものから講習を行い、試験に合格したものをジュリーとして名簿に記載し、日ラが管理するものとする。

### 第3条 テクニカルデレゲートについて

日ラは、ジュリー名簿掲載者の中からTDを任命し、試合に派遣するものとする。

TDは、当該競技会開催のための技術最高責任者として派遣され、地元の組織委員会代表、競技委員長ほかと緊密な打ち合せと現地調査を行い、遅滞無く競技運営ができるように指導、調整する役割を負う。

### 第4条 TDの業務について

TDは、当該競技会の技術最高責任者として、競技会における技術面の一切の権限を持ち、ジュリー団ほかと緊密に連絡を取って全ての判断を行い、その裁定はその競技会における最終判断とする。

また、競技会の運営に関する問題点を見出したときには、その改善を図るために、日ラの競技運営委員会に対する意見答申を行う義務を持つ。

主たる業務は、次のとおりである。

組織委員会のプラン、準備、運営手順、射場等に関する助言と助力  
準備、射場等が選手権として受け入れられるかどうか検査

競技会が日ラ競技規則に沿って行われているかどうか確認  
競技会がISSF規則通りに行われているかどうかジュリーと協力  
アンチドーピング規程にのっとって実施されていることを確認  
事務局への報告（記録、試合運営等）

#### 第5条 派遣される大会及び種目

派遣される大会は、全日本選手権大会、東西日本選手権大会とする。  
ただし、全日本選手権大会のうち、TDが派遣される大会はオリンピック種目  
を実施する大会とする。

#### 第6条 責任・活動・義務について

##### （1） 競技会開催準備（開催決定から開催前まで）

大会開催の決定後は、運営組織、計画準備、運営手順、射撃場等の設備、サ  
ービス全般について主管者（大会委員会等）に対してアドバイスと調整を行  
う。

点検項目（運営組織、大会日程、射撃場、用具、標的システム、大会の書  
式等）についてチェックリストを作成して行う。

##### （2） 競技会開催（開催期間中）

競技会開始日前に会場に到着し、業務を開始する。

開催期間中は規則と日程計画に沿って運営されているかを確認する。

点検項目（運営組織、大会日程、射撃場、用具、標的システム、大会の書  
式等）についてチェックリストを作成して行う。

##### （3） 競技会終了後

競技会終了後に、日ラ及び主管者あてに報告レポートを作成する。

#### 第7条 任用期間について

日ラはジュリー育成のための研修会を開催し、必要に応じて行なう試験において  
合格した者をジュリーとして名簿に記載する。

ジュリーとしての、任用期間は3年以内（任用開始日から3年後の年度の末日ま  
でとする）とし、更新することができる。

更新については出役実績や報告に基づき、競技運営委員会によって審査の上、理  
事会の承認を得る。

任用年齢は70歳までとし、当該年度に70歳を迎えるジュリーの任用期間は3月31日までとする。

#### 第8条 ジュリーの育成について

ジュリーの育成にあたっては、講習を行う。

参加資格は次の 全ての全てに該当すること。

ただし、ジュリー制度の導入期間として施行開始より第1期(3年間)については、 に該当するものについても参加資格を与える。

(社)日本ライフル射撃協会会員(デジタル会員を除く)

(財)日本体育協会『公認スポーツコーチ』の資格所持者及び同等の能力を有すると思われる者で、競技運営委員会が適任と認めるもの。

本部公認審判員の資格取得10年以上で、本会が主催する次の競技会に競技委員長、ジュリー、射場長、審査長、用具検査長として過去5年以内に出役した実績があること、又は国際審判員資格を取得しているもの。

(全日本選手権、東西日本選手権、国民体育大会、全日本社会人選手権大会)

当協会の定める段級位で、初段以上を所持しているもの。

当協会の理事となっているもの。

#### 第9条 本部公認審判員制度の特例

審判部会は、ジュリー名簿に記載された者を関係するブロック選出理事と相談の上、本部公認審判員として推薦することができる。

#### [ 附則 ]

1. 本規程の改廃は理事会において行なう。

2. 本規程は平成19年11月3日より施行し、TD派遣等については平成20年4月1日より実施する。